

四半期報告書

(第103期第2四半期)

株式会社 千葉銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	16
第4 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【株価の推移】	19
3 【役員の状況】	19
第5 【経理の状況】	20
1 【中間連結財務諸表】	21
2 【その他】	64
3 【中間財務諸表】	65
4 【その他】	88
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	88

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月28日

【四半期会計期間】 第103期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社千葉銀行

【英訳名】 The Chiba Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 竹 山 正

【本店の所在の場所】 千葉市中央区千葉港1番2号

【電話番号】 (043)245局1111番(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 阿 部 忠

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号
株式会社千葉銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)3270局8351番(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 福 井 敬

【縦覧に供する場所】 株式会社千葉銀行 東京営業部
(東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度中間	平成19年度中間	平成20年度中間	平成18年度	平成19年度
		連結会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	連結会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	連結会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	126,872	136,000	132,008	262,707	268,883
うち連結信託報酬	百万円	—	6	3	0	8
連結経常利益	百万円	36,891	43,619	12,189	81,955	79,184
連結中間純利益	百万円	25,624	27,911	7,640	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	52,538	45,980
連結純資産額	百万円	558,247	601,449	564,271	598,822	580,168
連結総資産額	百万円	9,887,608	9,825,626	10,043,489	9,736,917	9,835,939
1株当たり純資産額	円	614.57	658.91	617.27	655.89	634.94
1株当たり 中間純利益金額	円	28.75	31.22	8.54	—	—
1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	58.89	51.43
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.53	5.99	5.49	6.02	5.77
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.95	11.66	11.31	11.63	12.20
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	49,201	△118,041	100,710	△242,515	△315,075
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△70,835	109,250	△66,746	199,756	257,471
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△7,658	△5,224	△21,190	△8,636	4,819
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	209,538	173,455	147,298	187,466	134,533
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,181 [2,396]	4,248 [2,419]	4,339 [2,544]	4,110 [2,388]	4,186 [2,435]
信託財産額	百万円	—	198	354	330	145

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 連結総資産額の算定にあたり、有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、平成18年度から相殺しております。
- 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額は、潜在株式がありませんので記載しておりません。
- 5 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 8 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第101期中	第102期中	第103期中	第101期	第102期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	109,665	119,855	117,793	228,041	237,606
うち信託報酬	百万円	—	6	3	0	8
経常利益	百万円	31,827	38,406	11,108	71,316	70,055
中間純利益	百万円	24,578	27,270	7,346	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	50,131	44,678
資本金	百万円	145,069	145,069	145,069	145,069	145,069
発行済株式総数	千株	895,521	895,521	895,521	895,521	895,521
純資産額	百万円	533,971	571,198	533,181	568,868	549,111
総資産額	百万円	9,844,183	9,777,718	9,977,214	9,691,757	9,766,545
預金残高	百万円	8,009,263	8,311,053	8,465,323	8,371,579	8,401,098
貸出金残高	百万円	6,372,058	6,557,658	6,878,200	6,407,516	6,656,245
有価証券残高	百万円	2,680,522	2,258,343	2,057,346	2,415,004	2,044,463
1株当たり純資産額	円	597.13	638.99	596.51	636.28	614.31
1株当たり 中間純利益金額	円	27.48	30.50	8.21	—	—
1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	56.06	49.98
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	3.50	5.50	6.50	9.00	11.00
自己資本比率	%	5.42	5.84	5.34	5.87	5.62
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.57	11.22	10.74	11.20	11.72
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,607 [1,353]	3,743 [1,401]	3,932 [1,771]	3,543 [1,367]	3,675 [1,418]
信託財産額	百万円	—	198	354	330	145
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	—

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 総資産額の算定にあたり、有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、平成19年3月から相殺しております。

3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式がありませんので記載しておりません。

5 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

6 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

7 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。なお、銀行業務を営むちばぎんビジネスサービスを平成20年9月25日に清算いたしました。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は、次のとおりであります。

ちばぎんビジネスサービス株式会社

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	4,339 [2,544]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員10人、及び海外の現地採用者、嘱託並びに臨時従業員2,541人を含んでおりません。
2 海外の現地採用者、嘱託及び臨時従業員数は[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	3,932 [1,771]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員10人、及び海外の現地採用者、嘱託並びに臨時従業員1,772人を含んでおりません。
2 海外の現地採用者、嘱託及び臨時従業員数は[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当第2四半期連結会計期間のわが国経済をかえりみますと、景気は原材料価格の高騰や輸出の鈍化などを背景に停滞しました。企業収益は減少し、先行きに対する不透明感の高まりから設備投資も減少しました。また、個人消費は、雇用者所得の伸び悩みや食料品価格の上昇などを受け、弱めの動きを続けました。このようななか、物価は国内企業物価及び消費者物価とも上昇を続けました。

金融情勢をみますと、長期国債の流通利回りは、期初の1.6%台から期後半には1.4%台まで下落しました。日経平均株価は、期初の1万3千円台から緩やかな下落を続け、9月の米国金融機関の破綻等により、期末には1万1千円台と3年ぶりの安値水準となりました。

(経営成績)

こうした金融経済環境のもと、当第2四半期連結会計期間の経営成績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、資金運用収益が堅調に推移したことなどから、648億円となりました。経常費用は、経営全般にわたる合理化を進めましたが、景気停滞に伴う企業業績の悪化により不良債権処理額が増加したほか、サブプライムローン問題による欧米金融機関の破綻等の影響により外国債券の売却損・減損処理を計上したことから、679億円となりました。

以上の結果、経常損失は30億円、四半期純損失は24億円となりました。

事業の種類別セグメントの状況につきましては、銀行業務の経常収益は595億円、経常損失は30億円となりました。また、リース業務の経常収益は48億円、経常利益は0億円、その他業務の経常収益は7億円、経常損失は1億円となりました。

なお、当中間連結会計期間における経常利益は121億円、中間純利益は76億円となりました。

(財政状態)

主要勘定の動きは、次のとおりとなりました。

預金は、さまざまな金融商品・サービスを品揃えし、給与振込や年金受取口座などの家計のメインバンクとしてご利用いただくことを目指して活動してまいりました結果、季節的要因等により当第2四半期連結会計期間中に2,262億円減少したものの、当第2四半期連結会計期間末残高は8兆4,395億円となり、前年度末比634億円の増加となりました。

貸出金は、地域の法人や個人のお客さまの住宅ローンなどのニーズに積極的にお応えしてまいりましたことにより、当第2四半期連結会計期間中に726億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は6兆8,447億円となり、前年度末比2,200億円の増加となりました。また、特定取引資産は、当第2四半期連結会計期間中に7億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3,164億円となり、前年度末比314億円の増加となりました。有価証券は、当第2四半期連結会計期間中に974億円減少したものの、当第2四半期連結会計期間末残高は2兆574億円となり、前年度末比124億円の増加となりました。

これらの結果、総資産は、当第2四半期連結会計期間中に1,822億円減少したものの、当第2四半期連結会計期間末残高は10兆434億円となり、前年度末比2,075億円の増加となりました。

国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間におきまして、国内は、資金運用収支が359億68百万円、信託報酬が3百万円、役務取引等収支が70億90百万円、特定取引収支が10億58百万円、その他業務収支が△9億52百万円となりました。

海外は、資金運用収支が2億26百万円、役務取引等収支が21百万円、その他業務収支が△92億27百万円となりました。

以上により、合計では、資金運用収支が361億20百万円、信託報酬が3百万円、役務取引等収支が70億78百万円、特定取引収支が10億58百万円、その他業務収支が△101億80百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	35,968	226	△74	36,120
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	44,212	2,842	△1,118	45,936
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	8,244	2,615	△1,044	9,815
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	3	—	—	3
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	7,090	21	△33	7,078
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	11,726	35	△1,058	10,703
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	4,635	14	△1,024	3,625
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,058	—	—	1,058
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,055	—	—	1,055
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△3	—	—	△3
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△952	△9,227	—	△10,180
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,298	2	—	1,300
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,251	9,229	—	11,480

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
- 2 「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。
- 3 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(当第2四半期連結会計期間19百万円)を控除して表示しております。
- 4 「相殺消去額」は、連結会社間の取引及び当行における国内と海外との資金貸借について相殺消去した金額を記載しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	8,110,965	200,087	△18,434	8,292,618
	平成20年9月30日	8,311,423	153,899	△25,820	8,439,502
うち流動性預金	平成19年9月30日	4,903,223	1,535	△5,133	4,899,625
	平成20年9月30日	4,854,913	1,574	△3,870	4,852,616
うち定期性預金	平成19年9月30日	3,059,525	198,551	△13,300	3,244,777
	平成20年9月30日	3,286,256	152,325	△21,950	3,416,631
うちその他	平成19年9月30日	148,217	—	△0	148,216
	平成20年9月30日	170,253	—	△0	170,253
譲渡性預金	平成19年9月30日	98,200	—	—	98,200
	平成20年9月30日	120,527	—	—	120,527
総合計	平成19年9月30日	8,209,166	200,087	△18,434	8,390,819
	平成20年9月30日	8,431,951	153,899	△25,820	8,560,029

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
 2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
 3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 4 定期性預金＝定期預金
 5 「相殺消去額」には、連結会社間の預金取引について相殺消去した金額を記載しております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	6,504,464	100.00	6,798,739	100.00
製造業	495,375	7.62	579,767	8.53
農業	8,421	0.13	6,931	0.10
林業	2	0.00	1	0.00
漁業	1,498	0.02	1,266	0.02
鉱業	8,747	0.13	16,193	0.24
建設業	313,445	4.82	320,255	4.71
電気・ガス・熱供給・水道業	28,300	0.44	36,480	0.54
情報通信業	34,574	0.53	38,895	0.57
運輸業	188,857	2.90	188,223	2.77
卸売・小売業	590,665	9.08	636,867	9.37
金融・保険業	256,853	3.95	331,904	4.88
不動産業	1,465,445	22.53	1,462,488	21.51
各種サービス業	537,414	8.26	564,492	8.30
国・地方公共団体	351,102	5.40	293,833	4.32
その他	2,223,761	34.19	2,321,135	34.14
海外及び特別国際金融取引勘定分	25,876	100.00	46,043	100.00
政府等	1,471	5.69	809	1.76
金融機関	2,311	8.93	2,738	5.95
その他	22,094	85.38	42,495	92.29
合計	6,530,341	—	6,844,783	—

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
 2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況
 連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当行
 1社です。

信託財産の運用／受入状況（信託財産残高表）

資 産						
科 目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
有形固定資産	—	—	20	5.65	—	—
無形固定資産	52	26.38	135	38.24	—	—
現金預け金	146	73.62	198	56.11	145	100.00
合計	198	100.00	354	100.00	145	100.00
負 債						
科 目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
金銭信託	146	73.62	195	55.25	145	100.00
包括信託	52	26.38	158	44.75	—	—
合計	198	100.00	354	100.00	145	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産については、取扱残高はありません。
 2 元本補てん契約のある信託財産については、取扱残高はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは預金の減少などにより839億円のマイナス、投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の償還などにより386億円のプラスとなりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは劣後特約付借入金の返済などにより60億円のマイナスとなりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は1,472億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

わが国経済のみならず世界経済が停滞局面を迎えていることに加え、欧米金融機関の破綻が相次ぐといった世界的な金融危機が続くなか、金融機関を巡る環境は今まで以上に厳しさを増しています。当行をはじめとする地域金融機関は、地域密着型金融の推進をつうじ、中小企業金融の円滑化及び地域における金融システムの安定をはかるとともに、信用リスクや市場リスクなどリスク管理能力の向上をつうじ経営の健全性の維持が高く求められています。

このような経営環境下、当行は平成21年3月までの2年間（100週間）を計画期間とする中期経営計画「地域とともに歩む 信頼と成長の100週間」のもと、経営指針である「高い支持を受ける『地域の総合金融サービスグループ』の確立」に向け、主要課題である「経営管理態勢の強化」、「営業基盤の拡充」及び「地域社会への貢献」に掲げた諸施策を推進しています。具体的には、皆さまから高い信頼・支持をいただくために、コンプライアンスを全ての業務の基本に置き、態勢の整備・強化に全力を傾けるとともに、スリムかつ強靱な経営態勢の構築に努めてまいります。あわせて営業地域・お客さま基盤・業務などの営業基盤を拡充することにより、地域の皆さまとともに持続的成長を果たしてまいります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	79,595	73,044	△6,550
うち信託報酬	6	3	△2
経費(除く臨時処理分)	39,594	40,441	847
人件費	18,938	19,892	953
物件費	18,431	18,380	△50
税金	2,224	2,168	△56
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	40,001	32,603	△7,398
一般貸倒引当金繰入額	—	7,571	7,571
業務純益	40,001	25,031	△14,969
うち債券関係損益	△2,181	△12,878	△10,696
臨時損益	△1,595	△13,923	△12,328
株式関係損益	1,647	△1,277	△2,925
不良債権処理損失	5,692	13,954	8,261
貸出金償却	5,919	13,103	7,183
個別貸倒引当金繰入額	—	871	871
延滞債権等売却損	△226	△26	200
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
信用保証協会責任共有制度負担金	—	6	6
その他臨時損益	2,449	1,308	△1,141
経常利益	38,406	11,108	△27,298
特別損益	6,870	1,933	△4,937
うち貸倒引当金戻入益	6,482	—	△6,482
うち償却債権取立益	2,716	2,156	△560
うち役員退職慰労引当金繰入額	1,303	—	△1,303
うち睡眠預金払戻引当金繰入額	755	—	△755
うち固定資産処分損益	△269	△222	46
税引前中間純利益	45,277	13,041	△32,235
法人税、住民税及び事業税	15,901	10,830	△5,070
法人税等調整額	2,105	△5,135	△7,240
中間純利益	27,270	7,346	△19,924
(信用コスト + -)	△790	21,526	22,316

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び経費の臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.82	1.87	0.05
（イ）貸出金利回	2.13	2.16	0.02
（ロ）有価証券利回	0.95	1.16	0.21
(2) 資金調達原価	1.14	1.16	0.01
（イ）預金等利回	0.22	0.26	0.03
（ロ）外部負債利回	0.83	0.65	△0.18
(3) 総資金利鞘	—	0.71	0.03

（注） 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	15.84	12.08	△3.75
業務純益ベース	15.84	9.27	△6.56
中間純利益ベース	10.79	2.72	△8.07

（注） ROE = $\frac{\text{業務純益（一般貸倒引当金繰入前）又は業務純益又は中間純利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 365 \text{日} / 183 \text{日} \times 100$

4. 預金・貸出金の状況（単体）

（1）預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	8,311,053	8,465,323	154,270
預金(平残)	8,307,787	8,505,714	197,926
貸出金(末残)	6,557,658	6,878,200	320,541
貸出金(平残)	6,467,531	6,774,110	306,579

（2）個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	6,224,940	6,489,439	264,498
法人等	1,852,181	1,804,367	△47,813
合計	8,077,121	8,293,806	216,684

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	2,177,432	2,286,297	108,864
住宅ローン残高	2,060,652	2,174,624	113,971
その他ローン残高	116,779	111,672	△5,107

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	5,100,287	5,241,713	141,426
総貸出金残高	百万円	6,531,781	6,832,156	300,375
中小企業等貸出金比率	／ %	78.08	76.72	△1.36
中小企業等貸出先件数	件	306,298	309,097	2,799
総貸出先件数	件	307,094	309,927	2,833
中小企業等貸出先件数比率	／ %	99.74	99.73	△0.00

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	397	8,193	387	6,759
保証	683	70,636	662	74,906
計	1,080	78,829	1,049	81,665

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	145,069	145,069
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	123,401	123,399
	利益剰余金	270,426	286,307
	自己株式(△)	1,174	1,243
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	4,916	5,809
	その他有価証券の評価差損(△)	—	9,341
	為替換算調整勘定	2	△5
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	12,103	12,358
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	88
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50% 相当額(△)	19,657	13,863
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	525,254	536,782	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計 額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	31,350	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	10,398	10,395
	一般貸倒引当金	6,059	952
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	63,000	62,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	63,000	62,000
	計	110,808	73,347
うち自己資本への算入額 (B)	110,808	73,347	

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注4) (D)	23,657	23,654
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	612,405	586,474
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,631,388	4,526,732
	オフ・バランス取引等項目	262,461	260,811
	信用リスク・アセットの額 (F)	4,893,850	4,787,543
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/ 8%) (G)	48,534	70,828
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	3,882	5,666
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	309,624	323,755
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	24,769	25,900
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)	—	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	5,252,008	5,182,128
連結自己資本比率(国際統一基準) = E/L × 100 (%)		11.66	11.31
(参考) Tier 1 比率 = A/L × 100 (%)		10.00	10.35

- (注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	145,069	145,069
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	122,134	122,134
	その他資本剰余金	13	12
	利益準備金	50,930	50,930
	その他利益剰余金	203,393	218,311
	その他	—	—
	自己株式(△)	1,174	1,243
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	4,916	5,809
	その他有価証券の評価差損(△)	—	9,765
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	88
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	19,783	19,195
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	495,666	500,353	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	30,761	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	10,398	10,395
	一般貸倒引当金	1,621	226
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	63,000	62,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	63,000	62,000
計	105,780	72,621	
うち自己資本への算入額 (B)	105,780	72,621	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注4) (D)	21,057	25,588
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	580,389	547,387
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,578,847	4,462,682
	オフ・バランス取引等項目	257,286	259,067
	信用リスク・アセットの額 (F)	4,836,133	4,721,750
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	48,387	70,640
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	3,871	5,651
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	285,514	300,400
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	22,841	24,032
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	5,170,036	5,092,791	
単体自己資本比率(国際統一基準) = E/L × 100 (%)		11.22	10.74
(参考) Tier 1 比率 = A/L × 100 (%)		9.58	9.82

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。
4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	270	353
危険債権	714	600
要管理債権	874	976
正常債権	65,240	68,586

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行		千住支店	東京都 足立区	新築	店舗	222		自己資金	平成20年7月	平成21年3月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
計	2,500,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	895,521,087	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	895,521,087	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日	—	895,521	—	145,069,130	—	122,134,116

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	54,041	6.03
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	44,158	4.93
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	41,852	4.67
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	31,166	3.48
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	29,905	3.33
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	29,177	3.25
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	25,678	2.86
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	17,842	1.99
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	15,579	1.73
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	11,982	1.33
計	—	301,382	33.65

(注) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、株式会社三菱東京UFJ銀行他4社を共同保有者として、平成19年9月24日現在の保有株式数を記載した同年10月1日付大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局に提出されておりますが、当行として平成20年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。なお、同社の大量保有報告書(変更報告書)の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	44,158	4.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	20,211	2.26
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目4番1号	2,577	0.29
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	3,462	0.39
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町3丁目2番15号	1,689	0.19

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,698,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式888,389,000	888,389	—
単元未満株式	普通株式 5,434,087	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	895,521,087	—	—
総株主の議決権	—	888,389	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が3個含まれております。
2 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式676株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社千葉銀行	千葉市中央区千葉港 1番2号	1,698,000	—	1,698,000	0.18
計	—	1,698,000	—	1,698,000	0.18

(注) 株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。また、株主名簿上は中央証券株式会社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が273,000株(議決権273個)あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	838	829	817	774	718	633
最低(円)	646	700	739	695	578	505

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）の中間財務諸表は新日本監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表は新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって、新日本監査法人から名称変更しております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	365,627	367,958	426,953
コールローン及び買入手形	25,771	16,078	10,480
債券貸借取引支払保証金	32,034	13,520	22,081
買入金銭債権	66,910	60,019	65,434
特定取引資産	8 240,929	8 316,429	8 285,029
金銭の信託	30,601	28,826	29,511
有価証券	1, 8, 15 2,263,990	1, 8, 15 2,057,443	1, 8, 15 2,045,011
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 6,530,341	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 6,844,783	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 6,624,687
外国為替	7 3,484	7 3,228	7 3,693
その他資産	8 63,060	8 112,315	8 70,819
有形固定資産	10, 11, 12 134,744	10, 11 95,946	10, 11, 12 136,066
無形固定資産	9,588	7,809	9,583
繰延税金資産	28,278	67,207	48,319
支払承諾見返	15 82,964	112,174	112,049
貸倒引当金	52,702	60,254	53,784
資産の部合計	9,825,626	10,043,489	9,835,939
負債の部			
預金	8 8,292,618	8 8,439,502	8 8,376,091
譲渡性預金	98,200	120,527	128,003
コールマネー及び売渡手形	8 73,156	8 267,153	8 184,973
売現先勘定	8 26,974	8 99,824	8 97,401
債券貸借取引受入担保金	8 186,499	8 146,739	8 81,105
特定取引負債	27,868	14,682	16,617
借入金	8, 13 282,575	8, 13 99,362	8, 13 80,646
外国為替	465	753	516
社債	14 21,000	14 41,000	14 41,000
その他負債	94,451	100,588	100,030
役員賞与引当金	-	-	63
退職給付引当金	18,942	18,700	18,435
役員退職慰労引当金	1,601	1,293	1,649
睡眠預金払戻引当金	501	790	996
ポイント引当金	673	762	607
特別法上の引当金	215	35	215
繰延税金負債	139	1	42
再評価に係る繰延税金負債	10 15,325	10 15,323	10 15,323
支払承諾	15 82,964	112,174	112,049
負債の部合計	9,224,176	9,479,217	9,255,770

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	145,069	145,069	145,069
資本剰余金	123,401	123,399	123,404
利益剰余金	270,426	286,307	283,583
自己株式	1,174	1,243	1,217
株主資本合計	537,722	553,532	550,839
その他有価証券評価差額金	41,442	10,531	8,634
繰延ヘッジ損益	2,059	961	300
土地再評価差額金	10 7,781	10 7,777	10 7,777
為替換算調整勘定	2	5	1
評価・換算差額等合計	51,284	1,798	16,713
少数株主持分	12,442	12,537	12,616
純資産の部合計	601,449	564,271	580,168
負債及び純資産の部合計	9,825,626	10,043,489	9,835,939

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	136,000	132,008	268,883
資金運用収益	93,395	93,020	186,634
(うち貸出金利息)	70,607	74,218	144,367
(うち有価証券利息配当金)	21,227	16,749	38,163
信託報酬	6	3	8
役務取引等収益	22,749	21,337	43,789
特定取引収益	1,872	1,856	3,959
その他業務収益	1,901	2,270	6,239
その他経常収益	※1 16,075	※1 13,520	※1 28,252
経常費用	92,381	119,819	189,698
資金調達費用	23,692	19,397	45,475
(うち預金利息)	15,902	13,936	30,216
役務取引等費用	6,907	7,181	14,226
特定取引費用	27	—	66
その他業務費用	2,701	13,426	4,412
営業経費	43,138	44,106	86,247
その他経常費用	※2 15,913	※2 35,707	※2 39,270
経常利益	43,619	12,189	79,184
特別利益	※3 6,859	2,581	5,369
固定資産処分益	—	223	—
貸倒引当金戻入益	—	—	268
償却債権取立益	—	2,176	5,100
金融商品取引責任準備金取崩額	—	180	—
特別損失	※4 2,549	309	3,093
固定資産処分損	—	309	830
減損損失	—	—	13
その他の特別損失	—	—	※4 2,249
税金等調整前中間純利益	47,930	14,460	81,460
法人税、住民税及び事業税	17,286	12,074	31,105
法人税等調整額	2,295	△5,545	3,728
法人税等合計	—	6,529	—
少数株主利益	436	289	645
中間純利益	27,911	7,640	45,980

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	145,069	145,069	145,069
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	145,069	145,069	145,069
資本剰余金			
前期末残高	123,399	123,404	123,399
当中間期変動額			
自己株式の処分	1	△4	4
当中間期変動額合計	1	△4	4
当中間期末残高	123,401	123,399	123,404
利益剰余金			
前期末残高	247,412	283,583	247,412
当中間期変動額			
剰余金の配当	△4,917	△4,916	△9,833
中間純利益	27,911	7,640	45,980
土地再評価差額金の取崩	20	—	24
当中間期変動額合計	23,014	2,724	36,171
当中間期末残高	270,426	286,307	283,583
自己株式			
前期末残高	△1,026	△1,217	△1,026
当中間期変動額			
自己株式の取得	△153	△97	△224
自己株式の処分	5	70	33
当中間期変動額合計	△148	△26	△191
当中間期末残高	△1,174	△1,243	△1,217
株主資本合計			
前期末残高	514,854	550,839	514,854
当中間期変動額			
剰余金の配当	△4,917	△4,916	△9,833
中間純利益	27,911	7,640	45,980
自己株式の取得	△153	△97	△224
自己株式の処分	6	66	37
土地再評価差額金の取崩	20	—	24
当中間期変動額合計	22,867	2,693	35,984
当中間期末残高	537,722	553,532	550,839

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	61,807	8,634	61,807
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△20,364	△19,165	△53,172
当中間期変動額合計	△20,364	△19,165	△53,172
当中間期末残高	41,442	△10,531	8,634
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	1,900	300	1,900
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	158	661	△1,600
当中間期変動額合計	158	661	△1,600
当中間期末残高	2,059	961	300
土地再評価差額金			
前期末残高	7,839	7,777	7,839
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△58	—	△62
当中間期変動額合計	△58	—	△62
当中間期末残高	7,781	7,777	7,777
為替換算調整勘定			
前期末残高	3	1	3
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1	△7	△1
当中間期変動額合計	△1	△7	△1
当中間期末残高	2	△5	1
評価・換算差額等合計			
前期末残高	71,551	16,713	71,551
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△20,266	△18,511	△54,837
当中間期変動額合計	△20,266	△18,511	△54,837
当中間期末残高	51,284	△1,798	16,713
少数株主持分			
前期末残高	12,416	12,616	12,416
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	25	△78	199
当中間期変動額合計	25	△78	199
当中間期末残高	12,442	12,537	12,616

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
純資産合計			
前期末残高	598,822	580,168	598,822
当中間期変動額			
剰余金の配当	△4,917	△4,916	△9,833
中間純利益	27,911	7,640	45,980
自己株式の取得	△153	△97	△224
自己株式の処分	6	66	37
土地再評価差額金の取崩	20	—	24
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△20,240	△18,590	△54,637
当中間期変動額合計	2,627	△15,897	△18,653
当中間期末残高	601,449	564,271	580,168

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	47,930	14,460	81,460
減価償却費	10,500	3,290	21,003
減損損失	—	—	13
持分法による投資損益 (△は益)	△68	△91	△212
貸倒引当金の増減 (△)	△10,658	6,470	△9,575
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△60	△63	3
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△529	265	△1,036
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	1,601	△355	1,649
睡眠預金払戻引当金の増減額 (△は減少)	501	△205	996
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	128	154	62
資金運用収益	△93,395	△93,020	△186,634
資金調達費用	23,692	19,397	45,475
有価証券関係損益 (△)	536	14,156	2,948
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△1,033	191	△466
為替差損益 (△は益)	△4	8	148
固定資産処分損益 (△は益)	299	85	830
特定取引資産の純増 (△) 減	42,158	△31,400	△1,940
特定取引負債の純増減 (△)	11,264	△1,934	13
貸出金の純増 (△) 減	△152,743	△220,095	△247,089
預金の純増減 (△)	△56,018	63,411	27,453
譲渡性預金の純増減 (△)	△32,383	△7,476	△2,580
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	144,324	34,716	△52,604
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△137,394	71,759	△237,642
コールローン等の純増 (△) 減	30,268	△183	47,035
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△12,631	8,560	△2,678
コールマネー等の純増減 (△)	27,712	84,602	209,956
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△3,387	65,634	△108,781
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	25	465	△183
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△83	237	△33
資金運用による収入	94,081	93,471	188,497
資金調達による支出	△21,859	△18,388	△42,989
その他	△8,151	7,444	△9,273
小計	△95,378	115,568	△276,175
法人税等の支払額	△22,663	△14,857	△38,900
営業活動によるキャッシュ・フロー	△118,041	100,710	△315,075

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△357,784	△330,647	△698,896
有価証券の売却による収入	266,287	60,633	573,001
有価証券の償還による収入	210,981	207,322	404,691
金銭の信託の増加による支出	△7,118	△1,117	△5,839
金銭の信託の減少による収入	5,584	590	5,873
有形固定資産の取得による支出	△7,831	△3,109	△19,247
無形固定資産の取得による支出	△1,489	△672	△3,263
有形固定資産の売却による収入	620	252	1,151
無形固定資産の売却による収入	—	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	109,250	△66,746	257,471
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△16,000	△5,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	—	20,000
配当金の支払額	△4,917	△4,916	△9,833
少数株主への配当金の支払額	△160	△242	△160
自己株式の取得による支出	△153	△97	△224
自己株式の売却による収入	6	66	37
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,224	△21,190	4,819
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	△8	△148
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△14,011	12,764	△52,932
現金及び現金同等物の期首残高	187,466	134,533	187,466
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 173,455	※1 147,298	※1 134,533

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 中央証券株式会社 ちばぎんリース株式会社 ちばぎんジェーシー ピーカード株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ちばぎんコンピュー ターサービス株式会 社 非連結子会社は、その 資産、経常収益、中間純 損益(持分に見合う額)及 び利益剰余金(持分に見 合う額)等からみて、連 結の範囲から除いても企 業集団の財政状態及び経 営成績に関する合理的な 判断を妨げない程度に重 要性が乏しいため、連結 の範囲から除外しており ます。 (追加情報) 「一定の特別目的会社 に係る開示に関する適用 指針」(企業会計基準適 用指針第15号平成19年3 月29日)が平成19年4月 1日以後開始する連結会 計年度から適用されるこ とになったことに伴い、 当中間連結会計期間から 同適用指針を適用して おります。</p>	<p>(1) 連結子会社 10社 主要な会社名 中央証券株式会社 ちばぎんリース株式 会社 ちばぎんジェーシー ピーカード株式会社 なお、ちばぎんビジネ スサービス株式会社は清 算いたしました。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ちばぎんコンピュー ターサービス株式会 社 非連結子会社は、その 資産、経常収益、中間純 損益(持分に見合う額)及 び利益剰余金(持分に見 合う額)等からみて、連 結の範囲から除いても企 業集団の財政状態及び経 営成績に関する合理的な 判断を妨げない程度に重 要性が乏しいため、連結 の範囲から除外しており ます。</p>	<p>(1) 連結子会社 11社 主要な連結子会社名 は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に 記載しているため省略し ました。 なお、ちばぎんビジネ スサービス株式会社は、 平成20年3月31日をもっ て解散し、現在清算中 であります。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ちばぎんコンピュー ターサービス株式会 社 非連結子会社は、その 資産、経常収益、当期純 損益(持分に見合う額)及 び利益剰余金(持分に見 合う額)等からみて、連 結の範囲から除いても企 業集団の財政状態及び経 営成績に関する合理的な 判断を妨げない程度に重 要性が乏しいため、連結 の範囲から除外しており ます。 (追加情報) 「一定の特別目的会社 に係る開示に関する適用 指針」(企業会計基準適 用指針第15号平成19年3 月29日)が平成19年4月 1日以後開始する連結会 計年度から適用されるこ とになったことに伴い、 当連結会計年度から同適 用指針を適用しており ます。 なお、開示対象特別目 的会社2社に関する事項 につきましては、重要性 が乏しいため記載を省略 しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 4社 主要な会社名 ちばぎんコンピュー ターサービス株式会 社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当なし</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 4社 主要な会社名 ちばぎんコンピュー ターサービス株式会 社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当なし</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 4社 主要な会社名 ちばぎんコンピュー ターサービス株式会 社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当なし</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 4社 主要な会社名 ひまわりグロース1 号投資事業有限責任 組合 持分法非適用の非連結 子会社は、中間純損益 (持分に見合う額) 及び 利益剰余金(持分に見合 う額) 等からみて、持分 法の対象から除いても中 間連結財務諸表に重要な 影響を与えないため、持 分法の対象から除いてお ります。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 該当なし</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 5社 主要な会社名 ひまわりグロース1 号投資事業有限責任 組合 持分法非適用の非連結 子会社は、中間純損益 (持分に見合う額) 及び 利益剰余金(持分に見合 う額) 等からみて、持分 法の対象から除いても中 間連結財務諸表に重要な 影響を与えないため、持 分法の対象から除いてお ります。 なお、当中間連結会計 期間に、ひまわりV2号 投資事業有限責任組合を 設立いたしました。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 該当なし</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 4社 主要な会社名 ひまわりグロース1 号投資事業有限責任 組合 持分法非適用の非連結 子会社は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び 利益剰余金(持分に見合 う額) 等からみて、持分 法の対象から除いても連 結財務諸表に重要な影響 を与えないため、持分法 の対象から除いておりま す。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 該当なし</p>
3 連結子会社の(中 間)決算日等に関す る事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 6月末日 1社 9月末日 10社</p> <p>(2) 連結子会社は、それぞ れの中間決算日の財務諸 表により連結しておりま す。 中間連結決算日と上記 の中間決算日との間に生 じた重要な取引について は必要な調整を行って おります。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 6月末日 1社 9月末日 9社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 10社</p> <p>(2) 連結子会社は、それぞ れの決算日の財務諸表に より連結しております。 連結決算日と上記の決 算日との間に生じた重要 な取引については必要な 調整を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（1）及び（2）（イ）と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) (会計方針の変更)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (会計方針の変更)
	<p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これらの変更による影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これらの変更による影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は71,932百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は68,080百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は66,737百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
			<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理。</p>
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は34百万円、特別損失は1,493百万円それぞれ増加し、経常利益は34百万円、税金等調整前中間純利益は1,528百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は66百万円、その他の特別損失は1,493百万円それぞれ増加し、経常利益は66百万円、税金等調整前当期純利益は1,560百万円それぞれ減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準 一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金(「睡眠預金」という。)については、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻見込額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、睡眠預金は、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。なお、この変更による影響は軽微であります。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準 一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金(「睡眠預金」という。)については、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻見込額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準 一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金(「睡眠預金」という。)については、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻見込額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、睡眠預金は、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は240百万円、その他の特別損失は755百万円それぞれ増加し、経常利益は240百万円、税金等調整前当期純利益は996百万円それぞれ減少しております。</p>
	<p>(10) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、「ちばぎんリーフポイント倶楽部」におけるリーフポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済リーフポイントを金額に換算した残高等のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(10) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、「ちばぎんリーフポイントプレゼント」におけるリーフポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済リーフポイントを金額に換算した残高等のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(10) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、「ちばぎんリーフポイント倶楽部」におけるリーフポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済リーフポイントを金額に換算した残高等のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(11) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、中央証券株式会社が計上した金融商品取引責任準備金であり、次のとおり計上しております。 金融商品取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより計上しております。 なお、従来、証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条の規定に定めると</p>	<p>(11) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、中央証券株式会社が計上した金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(11) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、中央証券株式会社が計上した金融商品取引責任準備金215百万円であり、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより計上しております。 なお、従来、証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条の規定に定めるところにより、証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行さ</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	ころにより、証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。		れたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。
	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(13) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の借手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 また、貸手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。	(13) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左	(14) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>当行では、上記(イ)(ロ)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	<p>(15)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(15)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(15)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
	<p>(16)税効果会計に関する事項</p> <p>中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、国内連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>(16)税効果会計に関する事項</p> <p>同左</p>	<p>—————</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これにより中間純利益は480百万円減少しております。</p>	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。なお、これにより当期純利益は480百万円減少しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>貸手側に係る当該取引については、「その他資産」中のリース投資資産として計上しております。</p> <p>また、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する当該取引につきましては、前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で期首に契約したものと計上する方法によっております。</p> <p>なお、「その他資産」中のリース投資資産は41,284百万円増加し、「有形固定資産」が、39,569百万円、「無形固定資産」が1,714百万円減少しております。</p>	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社の株式1,894百万円及び出資金832百万円を含んでおります。</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは8,223百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,847百万円、延滞債権額は97,404百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,118百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の株式2,024百万円及び出資金1,374百万円を含んでおります。</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,935百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は7,733百万円、延滞債権額は87,743百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,318百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の株式2,020百万円及び出資金898百万円を含んでおります。</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは11,647百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は3,325百万円、延滞債権額は92,430百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,170百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は84,380百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は187,751百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、41,886百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>26,968百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>602,708百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>200,000百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>14,199百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>30,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>26,974百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>186,499百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>240,475百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券104,729百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は163百万円、保証金は5,055百万円であります。</p>	特定取引資産	26,968百万円	有価証券	602,708百万円	貸出金	200,000百万円	預金	14,199百万円	コールマネー及び売渡手形	30,000百万円	売現先勘定	26,974百万円	債券貸借取引受入担保金	186,499百万円	借入金	240,475百万円	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は92,424百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は193,218百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、32,601百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>99,840百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>584,348百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>153,274百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>19,589百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>51,200百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>99,824百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>146,739百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>78,262百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券104,063百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は213百万円、保証金は5,190百万円であります。</p>	特定取引資産	99,840百万円	有価証券	584,348百万円	貸出金	153,274百万円	預金	19,589百万円	コールマネー及び売渡手形	51,200百万円	売現先勘定	99,824百万円	債券貸借取引受入担保金	146,739百万円	借入金	78,262百万円	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は88,735百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は187,662百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,655百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>97,409百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>532,949百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>149,167百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>23,214百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>64,700百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>97,401百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>81,105百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>43,446百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券103,943百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は215百万円、保証金は5,205百万円であります。</p>	特定取引資産	97,409百万円	有価証券	532,949百万円	貸出金	149,167百万円	預金	23,214百万円	コールマネー及び売渡手形	64,700百万円	売現先勘定	97,401百万円	債券貸借取引受入担保金	81,105百万円	借入金	43,446百万円
特定取引資産	26,968百万円																																																	
有価証券	602,708百万円																																																	
貸出金	200,000百万円																																																	
預金	14,199百万円																																																	
コールマネー及び売渡手形	30,000百万円																																																	
売現先勘定	26,974百万円																																																	
債券貸借取引受入担保金	186,499百万円																																																	
借入金	240,475百万円																																																	
特定取引資産	99,840百万円																																																	
有価証券	584,348百万円																																																	
貸出金	153,274百万円																																																	
預金	19,589百万円																																																	
コールマネー及び売渡手形	51,200百万円																																																	
売現先勘定	99,824百万円																																																	
債券貸借取引受入担保金	146,739百万円																																																	
借入金	78,262百万円																																																	
特定取引資産	97,409百万円																																																	
有価証券	532,949百万円																																																	
貸出金	149,167百万円																																																	
預金	23,214百万円																																																	
コールマネー及び売渡手形	64,700百万円																																																	
売現先勘定	97,401百万円																																																	
債券貸借取引受入担保金	81,105百万円																																																	
借入金	43,446百万円																																																	

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,776,809百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,710,357百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>この他に、総合口座取引における当座貸越未実行残高が905,732百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,642,941百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,582,182百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>この他に、総合口座取引における当座貸越未実行残高が961,494百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,797,171百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,736,774百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>この他に、総合口座取引における当座貸越未実行残高が932,621百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">29,105百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">90,467百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">90,870百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">89,936百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">10,581百万円</p> <p>(当中間連結会計期間 圧縮記帳額 15百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">10,581百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">10,581百万円</p> <p>(当連結会計年度 圧縮記帳額15百万円)</p>
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金42,000百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,000百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金37,000百万円が含まれております。</p>
<p>※14 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債は、劣後特約付社債であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は64,846百万円であります。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ46,802百万円減少します。</p>	<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は83,227百万円であります。</p>	<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は81,926百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、リース子会社に係る受取リース料8,982百万円、株式等売却益1,772百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却6,066百万円、リース子会社に係るリース原価7,844百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、貸倒引当金戻入益4,113百万円、償却債権取立益2,746百万円を計上しております。</p> <p>※4 特別損失には、役員退職慰労引当金繰入額1,493百万円、睡眠預金払戻引当金繰入額755百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、リース子会社に係る受取リース料8,787百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却13,445百万円、貸倒引当金繰入額10,735百万円、リース子会社に係るリース原価7,544百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>※1 その他経常収益には、リース子会社に係る受取リース料17,816百万円、株式等売却益2,649百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却14,756百万円、リース子会社に係るリース原価15,525百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>※4 その他の特別損失には、役員退職慰労引当金繰入額1,493百万円、睡眠預金払戻引当金繰入額755百万円を計上しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	895,521	—	—	895,521	
種類株式	—	—	—	—	
合計	895,521	—	—	895,521	
自己株式					
普通株式	1,472	148	7	1,613	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,472	148	7	1,613	

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,917	5.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月13日 取締役会	普通株式	4,916	利益剰余金	5.50	平成19年9月30日	平成19年12月10日

II 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	895,521	—	—	895,521	
種類株式	—	—	—	—	
合計	895,521	—	—	895,521	
自己株式					
普通株式	1,656	138	96	1,698	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,656	138	96	1,698	

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,916	5.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	5,809	利益剰余金	6.50	平成20年9月30日	平成20年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	895,521	—	—	895,521	
種類株式	—	—	—	—	
合計	895,521	—	—	895,521	
自己株式					
普通株式	1,472	230	45	1,656	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,472	230	45	1,656	

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,917	5.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月13日 取締役会	普通株式	4,916	5.50	平成19年9月30日	平成19年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,916	利益剰余金	5.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 365,627 預け金 (日銀預け金を除く) Δ 192,171 現金及び現金同等物 <u>173,455</u>	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 367,958 預け金 (日銀預け金を除く) Δ 220,659 現金及び現金同等物 <u>147,298</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 426,953 預け金 (日銀預け金を除く) Δ 292,419 現金及び現金同等物 <u>134,533</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>135百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>135百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>64百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>64百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>71百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>71百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>45百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>71百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>13百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	135百万円	その他	一百万円	合計	135百万円	動産	64百万円	その他	一百万円	合計	64百万円	動産	71百万円	その他	一百万円	合計	71百万円	1年内	26百万円	1年超	45百万円	合計	71百万円	支払リース料	13百万円	減価償却費相当額	13百万円	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>387百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>42百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>430百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>87百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>108百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>300百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>321百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>42百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>279百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>321百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>22百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	有形固定資産	387百万円	無形固定資産	42百万円	その他	一百万円	合計	430百万円	有形固定資産	87百万円	無形固定資産	21百万円	その他	一百万円	合計	108百万円	有形固定資産	300百万円	無形固定資産	20百万円	その他	一百万円	合計	321百万円	1年内	42百万円	1年超	279百万円	合計	321百万円	支払リース料	22百万円	減価償却費相当額	22百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>144百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>144百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>77百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>77百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>66百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>66百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>28百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>38百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>66百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>26百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	144百万円	その他	一百万円	合計	144百万円	動産	77百万円	その他	一百万円	合計	77百万円	動産	66百万円	その他	一百万円	合計	66百万円	1年内	28百万円	1年超	38百万円	合計	66百万円	支払リース料	26百万円	減価償却費相当額	26百万円
動産	135百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	135百万円																																																																																											
動産	64百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	64百万円																																																																																											
動産	71百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	71百万円																																																																																											
1年内	26百万円																																																																																											
1年超	45百万円																																																																																											
合計	71百万円																																																																																											
支払リース料	13百万円																																																																																											
減価償却費相当額	13百万円																																																																																											
有形固定資産	387百万円																																																																																											
無形固定資産	42百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	430百万円																																																																																											
有形固定資産	87百万円																																																																																											
無形固定資産	21百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	108百万円																																																																																											
有形固定資産	300百万円																																																																																											
無形固定資産	20百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	321百万円																																																																																											
1年内	42百万円																																																																																											
1年超	279百万円																																																																																											
合計	321百万円																																																																																											
支払リース料	22百万円																																																																																											
減価償却費相当額	22百万円																																																																																											
動産	144百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	144百万円																																																																																											
動産	77百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	77百万円																																																																																											
動産	66百万円																																																																																											
その他	一百万円																																																																																											
合計	66百万円																																																																																											
1年内	28百万円																																																																																											
1年超	38百万円																																																																																											
合計	66百万円																																																																																											
支払リース料	26百万円																																																																																											
減価償却費相当額	26百万円																																																																																											

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 97,840百万円 その他 5,884百万円 合計 103,724百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 58,115百万円 その他 3,618百万円 合計 61,734百万円 中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> 動産 39,724百万円 その他 2,265百万円 合計 41,990百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 15,442百万円 1年超 30,923百万円 合計 46,365百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計の中間連結会計期間末残高が、営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料及び減価償却費 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 8,687百万円 減価償却費 7,176百万円 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 一百万円 1年超 一百万円 合計 一百万円 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 325百万円 1年超 8百万円 合計 333百万円 <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 125百万円 1年超 458百万円 合計 584百万円 <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 99,365百万円 その他 6,019百万円 合計 105,384百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 59,326百万円 その他 3,701百万円 合計 63,027百万円 年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> 動産 40,038百万円 その他 2,318百万円 合計 42,356百万円 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 15,210百万円 1年超 31,077百万円 合計 46,288百万円 <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計の年度末残高が、営業債権の年度末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料及び減価償却費 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 17,201百万円 減価償却費 14,203百万円 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 一百万円 1年超 一百万円 合計 一百万円 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 337百万円 1年超 6百万円 合計 344百万円 <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	4,996	4,996	△0
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	53,224	53,089	△135
合計	58,221	58,085	△135

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	137,174	228,946	91,772
債券	1,325,077	1,310,591	△14,485
国債	549,055	537,819	△11,236
地方債	251,371	250,307	△1,063
短期社債	—	—	—
社債	524,650	522,464	△2,185
その他	641,124	630,677	△10,446
うち外国債券	553,216	543,372	△9,843
合計	2,103,375	2,170,215	66,840

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のある外国債券等について、当中間連結会計期間において1,014百万円の減損処理を行っております。なお、著しく下落したと判断する基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大いいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
私募社債	76,886
非上場株式	6,133
投資事業組合等出資金	3,606
信託受益権	428

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	45,807	45,706	△100
合計	45,807	45,706	△100

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	152,817	186,609	33,791
債券	1,233,033	1,217,760	△15,272
国債	526,831	511,311	△15,520
地方債	250,306	251,220	913
短期社債	—	—	—
社債	455,894	455,229	△665
その他	573,145	535,155	△37,990
うち外国債券	471,711	452,005	△19,705
合計	1,958,996	1,939,525	△19,471

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、6,510百万円(うち株式1,492百万円、社債549百万円、外国債券4,467百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
私募社債	103,927
非上場株式	7,528
投資事業組合等出資金	3,555
信託受益権	428

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	277,160	486

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	51,360	51,375	15	84	69
合計	51,360	51,375	15	84	69

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	137,208	184,330	47,121	54,118	6,996
債券	1,198,023	1,189,205	△8,817	4,642	13,460
国債	468,693	457,726	△10,967	1,323	12,290
地方債	219,979	221,590	1,610	1,905	295
短期社債	—	—	—	—	—
社債	509,349	509,888	538	1,414	875
その他	584,000	559,329	△24,671	2,065	26,737
うち外国債券	492,049	477,649	△14,400	2,048	16,448
合計	1,919,232	1,932,865	13,632	60,827	47,194

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のある株式等について、当連結会計年度において6,260百万円の減損処理を行っております。なお、著しく下落したと判断する基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	516,291	5,022	1,711

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
私募社債	99,026
非上場株式	6,503
投資事業組合等出資金	4,183
信託受益権	428

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	303,170	699,427	155,879	129,754
国債	44,027	199,155	98,879	115,664
地方債	59,649	116,210	45,730	—
短期社債	—	—	—	—
社債	199,493	384,061	11,269	14,090
その他	32,285	267,658	114,070	138,766
うち外国債券	32,242	247,943	106,242	89,675
合計	335,456	967,085	269,949	268,520

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭 の信託	4,277	4,278	1

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭 の信託	3,712	3,713	1

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	24,666	0

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	4,842	4,845	2	2	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	66,841
その他有価証券	66,840
その他の金銭の信託	1
(△)繰延税金負債	25,151
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	41,690
(△)少数株主持分相当額	338
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	90
その他有価証券評価差額金	41,442

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△19,469
その他有価証券	△19,471
その他の金銭の信託	1
(+)繰延税金資産	9,062
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△10,407
(△)少数株主持分相当額	178
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	55
その他有価証券評価差額金	△10,531

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	13,635
その他有価証券	13,632
その他の金銭の信託	2
(△)繰延税金負債	4,769
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	8,865
(△)少数株主持分相当額	304
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	73
その他有価証券評価差額金	8,634

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	22,292	△6	△6
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	1,081,727	1,756	1,756
	金利オプション	—	—	—
	その他	175,225	△471	△471
	合計	—	1,279	1,279

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	411,797	700	700
	為替予約	12,617	9	9
	通貨オプション	314,260	△76	2,320
	その他	1,383	20	20
	合計	—	653	3,050

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	5,820	△3	△3
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△3	△3

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	2,943	△5	△5
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	1,887,524	861	861
	金利オプション	—	—	—
	その他	76,471	△182	△182
	合計	—	672	672

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	439,557	708	708
	為替予約	7,731	54	54
	通貨オプション	378,068	0	3,301
	その他	2,618	55	55
	合計	—	817	4,118

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	1,510	△2	△2
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△2	△2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社が取扱っているデリバティブ取引は、次のとおりであります。

- ・金利関連取引： 金利先物取引、金利先物オプション取引、金利先渡取引、金利スワップ取引、金利オプション取引、金利キャップ取引、金利フロアー取引
- ・通貨関連取引： 通貨スワップ取引、先物外国為替取引、通貨オプション取引、通貨先物取引、直物為替先渡取引
- ・債券関連取引： 債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引
- ・株式関連取引： 株価指数先物取引、株価指数オプション取引、株券オプション取引

(2) 利用目的及び取組方針

当行及び連結子会社のデリバティブ取引の利用目的は、次のとおりであります。

お客様の多様な運用・調達ニーズへの対応
資産・負債のリスクコントロール手段
トレーディング(短期的な売買差益獲得)

上記のうち、資産・負債のリスクコントロール手段として、金利リスクヘッジ及び為替変動リスクヘッジを行っており、それぞれのヘッジ取引についてヘッジ会計を適用しております。金利リスクヘッジにつきましては、貸出金・預金等をヘッジ対象、金利スワップ取引等をヘッジ手段、ヘッジ対象の内包する金利リスクの軽減をヘッジ方針としております。なお、ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。また、ヘッジ有効性評価の方法は、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。為替変動リスクヘッジにつきましては、外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段、ヘッジ対象の内包する為替変動リスクの軽減をヘッジ方針としております。なお、ヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。また、ヘッジ有効性評価の方法は、ヘッジ対象に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより評価しております。

また、トレーディング取引での利用につきましては、市場の動向によって大きな損失を被るリスクがあることから、厳格な管理体制のもと、損失限度枠を設定して取組む方針としております。

(3) リスクの内容

デリバティブ取引は、他の市場性取引と同様に、市場リスク・信用リスクなどを内包しております。市場リスクとは、マーケット(金利・価格・為替)の変動により損失を被るリスクであり、また、信用リスクとは、取引先の破綻等により、当初の契約どおりに取引が履行されなくなるリスクであります。

なお、平成20年3月末のデリバティブ取引の自己資本比率(国際統一基準)によるマーケットリスク相当額は51億円(連結ベース、標準的方式)、与信相当額は703億円(連結ベース、カレント・エクスポージャー方式)となっております。

(4) リスク管理体制

当行は、組織面においてリスク・コンプライアンス統括部リスク統括グループを設置し、市場リスク・信用リスクをはじめとする各種リスクを一元的に管理する体制を整備しており、またルール面においても、各種リスク管理規定を制定することで、厳正なリスク管理体制を構築し、経営の健全性の維持向上に努めております。特に、デリバティブ取引に係るリスクにつきましては、他の市場性取引と合算して管理しており、市場リスク面では、トレーディング取引にポジション限度枠・損失限度枠を設定している他、VaRによるリスク量のモニタリングを日次で実施しております。信用リスク面では、取引執行部署から独立した審査セクションが、取引相手先毎にクレジットラインを設定しており、その範囲内で取引を実施する体制をとっております。

連結子会社においても、ポジション限度枠等を定めている他、損益・時価の状況について日次で管理する体制となっております。

(5) 定量的情報に関する補足説明

「2 取引の時価等に関する事項」に記載しております「契約額等」は、名目上の契約額または計算上想定している元本であり、それ自体は必ずしもリスクの大きさを示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	2,476	—	△4	△4
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	585,897	475,305	3,380	3,380
	受取変動・支払固定	637,994	464,724	△2,017	△2,017
	受取変動・支払変動	176,000	80,000	△170	△170
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	139,804	89,624	△364	△364
買建	47,000	13,000	97	97	
	合計	—	—	920	920

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ	439,633	360,370	811	811
	為替予約				
	売建	7,100	—	154	154
	買建	4,800	—	1	1
	通貨オプション				
	売建	181,868	—	△11,865	571
	買建	181,868	—	11,865	2,677
	その他				
売建	1,070	828	188	188	
買建	1,070	828	△149	△149	
	合計	—	—	1,007	4,256

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	2,221	—	△27	△27
	買建	562	—	0	0
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△26	△26

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、該当ありません。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)のいずれも該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	123,391	9,757	2,852	136,000	—	136,000
(2)セグメント間の内部経常収益	517	187	13	718	(718)	—
計	123,908	9,944	2,866	136,719	(718)	136,000
経常費用	81,752	9,112	2,097	92,963	(582)	92,381
経常利益	42,155	831	768	43,756	(136)	43,619

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	120,699	9,526	1,782	132,008	—	132,008
(2)セグメント間の内部経常収益	567	177	21	766	(766)	—
計	121,267	9,703	1,803	132,774	(766)	132,008
経常費用	109,479	9,102	1,825	120,407	(587)	119,819
経常利益（△は経常損失）	11,787	601	△21	12,367	(178)	12,189

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	244,779	19,192	4,911	268,883	—	268,883
(2)セグメント間の内部経常収益	887	364	25	1,277	(1,277)	—
計	245,666	19,556	4,936	270,160	(1,277)	268,883
経常費用	168,735	18,008	4,095	190,839	(1,141)	189,698
経常利益	76,931	1,548	841	79,320	(136)	79,184

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 事業区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」は、証券業等でありませ

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)のいずれも該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	658.91	617.27	634.94
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	31.22	8.54	51.43
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	—	—	—

(注)1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	601,449	564,271	580,168
純資産の部の合計額から控除する 金額(百万円)	12,442	12,537	12,616
(うち少数株主持分)	12,442	12,537	12,616
普通株式に係る中間期末(期末)の純資 産額(百万円)	589,007	551,734	567,552
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(千 株)	893,907	893,822	893,864

2 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	27,911	7,640	45,980
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	27,911	7,640	45,980
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	893,968	893,836	893,921

3 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)のいずれも該当ありません。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

		当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益		64,885
資金運用収益		45,936
(うち貸出金利息)		37,453
(うち有価証券利息配当金)		7,520
信託報酬		3
役務取引等収益		10,703
特定取引収益		1,055
その他業務収益		1,300
その他経常収益		5,886
経常費用		67,981
資金調達費用		9,834
(うち預金利息)		7,000
役務取引等費用		3,625
特定取引費用		3
その他業務費用		11,480
営業経費		22,222
その他経常費用	1	20,820
経常損失		3,095
特別利益		574
償却債権取立益		574
特別損失		289
固定資産処分損		289
税金等調整前四半期純損失		2,810
法人税、住民税及び事業税		3,434
法人税等調整額		3,864
法人税等合計		429
少数株主利益		28
四半期純損失		2,408

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

1 その他経常費用には、貸出金償却7,595百万円、貸倒引当金繰入額7,080百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	364,735	367,559	425,889
コールローン	25,771	10,578	7,980
債券貸借取引支払保証金	32,034	13,520	22,081
買入金銭債権	56,943	50,678	55,577
特定取引資産	8 240,477	8 316,180	8 284,647
金銭の信託	27,500	26,215	26,058
有価証券	1, 8, 15 2,258,343	1, 8, 15 2,057,346	1, 8, 15 2,044,463
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 6,557,658	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 6,878,200	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 6,656,245
外国為替	7 3,484	7 3,228	7 3,693
その他資産	8 55,544	8 63,220	8 62,679
有形固定資産	10, 11, 12 89,296	10, 11 90,049	10, 11, 12 90,270
無形固定資産	7,532	7,609	7,466
繰延税金資産	23,010	60,897	42,576
支払承諾見返	15 78,829	81,665	80,539
貸倒引当金	43,445	49,737	43,625
資産の部合計	9,777,718	9,977,214	9,766,545
負債の部			
預金	8 8,311,053	8 8,465,323	8 8,401,098
譲渡性預金	98,200	120,527	128,003
コールマネー	8 73,156	8 267,153	8 184,973
売現先勘定	8 26,974	8 99,824	8 97,401
債券貸借取引受入担保金	8 186,499	8 146,739	8 81,105
特定取引負債	27,868	14,682	16,617
借入金	8, 13 283,002	8, 13 99,694	8, 13 80,901
外国為替	465	753	516
社債	14 20,000	14 40,000	14 40,000
その他負債	64,360	71,704	70,191
未払法人税等		10,833	13,654
その他の負債		60,871	
役員賞与引当金	-	-	40
退職給付引当金	18,570	18,289	18,034
役員退職慰労引当金	1,324	1,091	1,360
睡眠預金払戻引当金	501	790	996
ポイント引当金	385	469	330
再評価に係る繰延税金負債	10 15,325	10 15,323	10 15,323
支払承諾	15 78,829	81,665	80,539
負債の部合計	9,206,519	9,444,033	9,217,433

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	145,069	145,069	145,069
資本剰余金	122,148	122,146	122,151
資本準備金	122,134	122,134	122,134
その他資本剰余金	13	12	16
利益剰余金	254,321	269,247	266,817
利益準備金	50,930	50,930	50,930
その他利益剰余金	203,391	218,316	215,887
別途積立金	169,971	202,971	169,971
繰越利益剰余金	33,420	15,345	45,916
自己株式	1,174	1,243	1,217
株主資本合計	520,364	535,218	532,820
その他有価証券評価差額金	40,994	10,776	8,214
繰延ヘッジ損益	2,059	961	300
土地再評価差額金	10 7,781	10 7,777	10 7,777
評価・換算差額等合計	50,834	2,037	16,291
純資産の部合計	571,198	533,181	549,111
負債及び純資産の部合計	9,777,718	9,977,214	9,766,545

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
経常収益	119,855	117,793	237,606
資金運用収益	92,501	92,845	184,905
(うち貸出金利息)	69,855	73,647	142,935
(うち有価証券利息配当金)	21,252	17,240	38,150
信託報酬	6	3	8
役務取引等収益	17,836	17,274	34,607
特定取引収益	1,554	1,687	3,439
その他業務収益	1,898	2,270	6,234
その他経常収益	6,058	3,711	8,411
経常費用	81,448	106,685	167,550
資金調達費用	23,680	19,415	45,464
(うち預金利息)	15,930	13,986	30,277
役務取引等費用	7,824	8,233	16,164
特定取引費用	27	—	66
その他業務費用	2,701	13,426	4,412
営業経費	※1 40,245	※1 41,329	80,503
その他経常費用	※2 6,968	※2 24,280	20,939
経常利益	38,406	11,108	70,055
特別利益	※3 9,199	※3 2,156	10,068
特別損失	※4 2,328	222	※4 2,852
税引前中間純利益	45,277	13,041	77,272
法人税、住民税及び事業税	15,901	10,830	28,511
法人税等調整額	2,105	△5,135	4,081
法人税等合計		5,695	
中間純利益	27,270	7,346	44,678

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	145,069	145,069	145,069
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	145,069	145,069	145,069
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	122,134	122,134	122,134
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	122,134	122,134	122,134
その他資本剰余金			
前期末残高	12	16	12
当中間期変動額			
自己株式の処分	1	△4	4
当中間期変動額合計	1	△4	4
当中間期末残高	13	12	16
資本剰余金合計			
前期末残高	122,146	122,151	122,146
当中間期変動額			
自己株式の処分	1	△4	4
当中間期変動額合計	1	△4	4
当中間期末残高	122,148	122,146	122,151
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	50,930	50,930	50,930
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	50,930	50,930	50,930
その他利益剰余金			
前期末残高	181,018	215,887	181,018
当中間期変動額			
剰余金の配当	△4,917	△4,916	△9,833
中間純利益	27,270	7,346	44,678
土地再評価差額金の取崩	20	—	24
当中間期変動額合計	22,373	2,429	34,868
当中間期末残高	203,391	218,316	215,887

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	231,948	266,817	231,948
当中間期変動額			
剰余金の配当	△4,917	△4,916	△9,833
中間純利益	27,270	7,346	44,678
土地再評価差額金の取崩	20	—	24
当中間期変動額合計	22,373	2,429	34,868
当中間期末残高	254,321	269,247	266,817
自己株式			
前期末残高	△1,026	△1,217	△1,026
当中間期変動額			
自己株式の取得	△153	△97	△224
自己株式の処分	5	70	33
当中間期変動額合計	△148	△26	△191
当中間期末残高	△1,174	△1,243	△1,217
株主資本合計			
前期末残高	498,137	532,820	498,137
当中間期変動額			
剰余金の配当	△4,917	△4,916	△9,833
中間純利益	27,270	7,346	44,678
自己株式の取得	△153	△97	△224
自己株式の処分	6	66	37
土地再評価差額金の取崩	20	—	24
当中間期変動額合計	22,226	2,398	34,682
当中間期末残高	520,364	535,218	532,820
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	60,989	8,214	60,989
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△19,995	△18,990	△52,775
当中間期変動額合計	△19,995	△18,990	△52,775
当中間期末残高	40,994	△10,776	8,214
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	1,900	300	1,900
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	158	661	△1,600
当中間期変動額合計	158	661	△1,600
当中間期末残高	2,059	961	300

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
土地再評価差額金			
前期末残高	7,839	7,777	7,839
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△58	—	△62
当中間期変動額合計	△58	—	△62
当中間期末残高	7,781	7,777	7,777
評価・換算差額等合計			
前期末残高	70,730	16,291	70,730
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△19,895	△18,329	△54,438
当中間期変動額合計	△19,895	△18,329	△54,438
当中間期末残高	50,834	△2,037	16,291
純資産合計			
前期末残高	568,868	549,111	568,868
当中間期変動額			
剰余金の配当	△4,917	△4,916	△9,833
中間純利益	27,270	7,346	44,678
自己株式の取得	△153	△97	△224
自己株式の処分	6	66	37
土地再評価差額金の取崩	20	—	24
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△19,895	△18,329	△54,438
当中間期変動額合計	2,330	△15,930	△19,756
当中間期末残高	571,198	533,181	549,111

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(1) 同左	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>なお、これらの変更による影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 その他：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>なお、これらの変更による影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は61,228百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は57,392百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は56,383百万円であります。</p>
	—	—	(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理。</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は21百万円、特別損失は1,303百万円それぞれ増加し、経常利益は21百万円、税引前中間純利益は1,324百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されますことに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は56百万円、その他の特別損失は1,303百万円それぞれ増加し、経常利益は56百万円、税引前当期純利益は1,360百万円それぞれ減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 睡眠預金払戻引当金 一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金(「睡眠預金」という。)については、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻見込額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、睡眠預金は、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。なお、この変更による影響は軽微であります。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻引当金 一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金(「睡眠預金」という。)については、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻見込額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻引当金 一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金(「睡眠預金」という。)については、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻見込額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、睡眠預金は、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他の経常費用は240百万円、その他の特別損失は775百万円それぞれ増加し、経常利益は240百万円、税引前当期純利益は996百万円それぞれ減少しております。</p>
	<p>(6) ポイント引当金 ポイント引当金は、「ちばぎんリーフポイント倶楽部」におけるリーフポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済リーフポイントを金額に換算した残高等のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) ポイント引当金 ポイント引当金は、「ちばぎんリーフポイントプレゼント」におけるリーフポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済リーフポイントを金額に換算した残高等のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) ポイント引当金 ポイント引当金は、「ちばぎんリーフポイント倶楽部」におけるリーフポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済リーフポイントを金額に換算した残高等のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。</p>
6 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	同左	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>上記(イ)(ロ)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び当中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>——</p>	<p>——</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>——</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
<p>——</p>	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 6,079百万円</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは8,223百万円です。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,830百万円、延滞債権額は94,919百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,118百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 6,604百万円</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,935百万円です。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は8,022百万円、延滞債権額は85,955百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,318百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 6,168百万円</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは11,647百万円です。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は3,562百万円、延滞債権額は90,459百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,170百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																																																												
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は84,286百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は185,154百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は41,886百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>特定取引</td> <td>26,968百万円</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>602,373百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>200,000百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>14,199百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>30,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>26,974百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>186,499百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>240,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、有価証券103,978百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は119百万円、保証金は5,274百万円であります。</p>	特定取引	26,968百万円	資産		有価証券	602,373百万円	貸出金	200,000百万円	預金	14,199百万円	コールマネー	30,000百万円	売現先勘定	26,974百万円	債券貸借取引	186,499百万円	受入担保金		借入金	240,000百万円	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は92,318百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は191,614百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は32,601百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>特定取引</td> <td>99,840百万円</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>584,029百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>153,274百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>19,589百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>51,200百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>99,824百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>146,739百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>77,700百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、有価証券103,544百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は181百万円、保証金は5,320百万円であります。</p>	特定取引	99,840百万円	資産		有価証券	584,029百万円	貸出金	153,274百万円	預金	19,589百万円	コールマネー	51,200百万円	売現先勘定	99,824百万円	債券貸借取引	146,739百万円	受入担保金		借入金	77,700百万円	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は88,649百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は185,841百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は37,655百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>特定取引</td> <td>97,409百万円</td> </tr> <tr> <td>資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>532,674百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>149,167百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>23,214百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>64,700百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>97,401百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>81,105百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>42,900百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、有価証券103,268百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は5,425百万円であります。</p>	特定取引	97,409百万円	資産		有価証券	532,674百万円	貸出金	149,167百万円	預金	23,214百万円	コールマネー	64,700百万円	売現先勘定	97,401百万円	債券貸借取引	81,105百万円	受入担保金		借入金	42,900百万円
特定取引	26,968百万円																																																													
資産																																																														
有価証券	602,373百万円																																																													
貸出金	200,000百万円																																																													
預金	14,199百万円																																																													
コールマネー	30,000百万円																																																													
売現先勘定	26,974百万円																																																													
債券貸借取引	186,499百万円																																																													
受入担保金																																																														
借入金	240,000百万円																																																													
特定取引	99,840百万円																																																													
資産																																																														
有価証券	584,029百万円																																																													
貸出金	153,274百万円																																																													
預金	19,589百万円																																																													
コールマネー	51,200百万円																																																													
売現先勘定	99,824百万円																																																													
債券貸借取引	146,739百万円																																																													
受入担保金																																																														
借入金	77,700百万円																																																													
特定取引	97,409百万円																																																													
資産																																																														
有価証券	532,674百万円																																																													
貸出金	149,167百万円																																																													
預金	23,214百万円																																																													
コールマネー	64,700百万円																																																													
売現先勘定	97,401百万円																																																													
債券貸借取引	81,105百万円																																																													
受入担保金																																																														
借入金	42,900百万円																																																													

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,661,102百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,594,650百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>この他に、総合口座取引における当座貸越未実行残高が905,732百万円あります。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,549,996百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,489,237百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>この他に、総合口座取引における当座貸越未実行残高が961,494百万円あります。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,691,762百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,631,365百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>この他に、総合口座取引における当座貸越未実行残高が932,621百万円あります。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 86,368百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 10,465百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 15百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金43,002百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は64,846百万円であります。 (会計方針の変更)</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ46,802百万円減少します。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 86,839百万円</p> <p>——</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金21,994百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は83,227百万円であります。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 29,105百万円</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 85,756百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 10,465百万円 (当事業年度圧縮記帳額 15百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金38,001百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は81,926百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年 9月30日)	前事業年度末 (平成20年 3月31日)
—	—	16 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,865百万円 無形固定資産 1,242百万円 ※2 その他経常費用には、貸出金償却5,919百万円を含んでおります。 ※3 特別利益には、貸倒引当金戻入益6,482百万円、償却債権取立益2,716百万円を計上しております。 ※4 特別損失には、役員退職慰労引当金繰入額1,303百万円、睡眠預金払戻引当金繰入額755百万円を含んでおります。	※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,920百万円 無形固定資産 1,163百万円 ※2 その他経常費用には、貸出金償却13,103百万円、貸倒引当金繰入額8,442百万円を含んでおります。 ※3 特別利益には、償却債権取立益2,156百万円を計上しております。 —	— — — ※4 特別損失には、役員退職慰労引当金繰入額1,303百万円、睡眠預金払戻引当金繰入額755百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	1,472	148	7	1,613	(注)
種類株式	-	-	-	-	
合計	1,472	148	7	1,613	

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月31日残高 (百万円)	中間会計期間中の変動額 (百万円)	平成19年9月30日残高 (百万円)
別途積立金	129,971	40,000	169,971
繰越利益剰余金	51,047	17,626	33,420

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	1,656	138	96	1,698	(注)
種類株式	-	-	-	-	
合計	1,656	138	96	1,698	

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成20年3月31日残高 (百万円)	中間会計期間中の変動額 (百万円)	平成20年9月30日残高 (百万円)
別途積立金	169,971	33,000	202,971
繰越利益剰余金	45,916	30,570	15,345

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	1,472	230	45	1,656	(注)
種類株式	-	-	-	-	
合計	1,472	230	45	1,656	

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月31日残高 (百万円)	当事業年度中の変動額 (百万円)	平成20年3月31日残高 (百万円)
別途積立金	129,971	40,000	169,971
繰越利益剰余金	51,047	5,131	45,916

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>304百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>304百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>220百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>220百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>84百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>84百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>38百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>84百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>29百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>100百万円</td></tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	304百万円	その他	100百万円	合計	304百万円	動産	220百万円	その他	100百万円	合計	220百万円	動産	84百万円	その他	100百万円	合計	84百万円	1年内	38百万円	1年超	46百万円	合計	84百万円	支払リース料	29百万円	減価償却費相当額	29百万円	1年内	100百万円	1年超	100百万円	合計	100百万円	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>534百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>534百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>161百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>161百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>373百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>373百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>52百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>320百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>373百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>32百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>32百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>122百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>451百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>574百万円</td></tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	有形固定資産	534百万円	無形固定資産	100百万円	その他	100百万円	合計	534百万円	有形固定資産	161百万円	無形固定資産	100百万円	その他	100百万円	合計	161百万円	有形固定資産	373百万円	無形固定資産	100百万円	その他	100百万円	合計	373百万円	1年内	52百万円	1年超	320百万円	合計	373百万円	支払リース料	32百万円	減価償却費相当額	32百万円	1年内	122百万円	1年超	451百万円	合計	574百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>376百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>376百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>243百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>243百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>133百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>133百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>86百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>133百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>52百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>52百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>100百万円</td></tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	376百万円	その他	100百万円	合計	376百万円	動産	243百万円	その他	100百万円	合計	243百万円	動産	133百万円	その他	100百万円	合計	133百万円	1年内	46百万円	1年超	86百万円	合計	133百万円	支払リース料	52百万円	減価償却費相当額	52百万円	1年内	100百万円	1年超	100百万円	合計	100百万円
動産	304百万円																																																																																																													
その他	100百万円																																																																																																													
合計	304百万円																																																																																																													
動産	220百万円																																																																																																													
その他	100百万円																																																																																																													
合計	220百万円																																																																																																													
動産	84百万円																																																																																																													
その他	100百万円																																																																																																													
合計	84百万円																																																																																																													
1年内	38百万円																																																																																																													
1年超	46百万円																																																																																																													
合計	84百万円																																																																																																													
支払リース料	29百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	29百万円																																																																																																													
1年内	100百万円																																																																																																													
1年超	100百万円																																																																																																													
合計	100百万円																																																																																																													
有形固定資産	534百万円																																																																																																													
無形固定資産	100百万円																																																																																																													
その他	100百万円																																																																																																													
合計	534百万円																																																																																																													
有形固定資産	161百万円																																																																																																													
無形固定資産	100百万円																																																																																																													
その他	100百万円																																																																																																													
合計	161百万円																																																																																																													
有形固定資産	373百万円																																																																																																													
無形固定資産	100百万円																																																																																																													
その他	100百万円																																																																																																													
合計	373百万円																																																																																																													
1年内	52百万円																																																																																																													
1年超	320百万円																																																																																																													
合計	373百万円																																																																																																													
支払リース料	32百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	32百万円																																																																																																													
1年内	122百万円																																																																																																													
1年超	451百万円																																																																																																													
合計	574百万円																																																																																																													
動産	376百万円																																																																																																													
その他	100百万円																																																																																																													
合計	376百万円																																																																																																													
動産	243百万円																																																																																																													
その他	100百万円																																																																																																													
合計	243百万円																																																																																																													
動産	133百万円																																																																																																													
その他	100百万円																																																																																																													
合計	133百万円																																																																																																													
1年内	46百万円																																																																																																													
1年超	86百万円																																																																																																													
合計	133百万円																																																																																																													
支払リース料	52百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	52百万円																																																																																																													
1年内	100百万円																																																																																																													
1年超	100百万円																																																																																																													
合計	100百万円																																																																																																													

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)及び前事業年度末(平成20年3月31日現在)のいずれも該当ありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)、当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)のいずれも該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	638.99	596.51	614.31
1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	30.50	8.21	49.98
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	—	—	—

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	571,198	533,181	549,111
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	571,198	533,181	549,111
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	893,907	893,822	893,864

2 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	27,270	7,346	44,678
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	27,270	7,346	44,678
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	893,968	893,836	893,921

3 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がありませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)、当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)のいずれも該当ありません。

4 【その他】

中間配当(会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当)

平成20年11月14日開催の取締役会において、第103期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 5,809百万円

1株当たりの中間配当金 6円50銭

信託財産残高表

資 産						
科 目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
有形固定資産			20	5.65		
無形固定資産	52	26.38	135	38.24		
現金預け金	146	73.62	198	56.11	145	100.00
合計	198	100.00	354	100.00	145	100.00

負 債						
科 目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
金銭信託	146	73.62	195	55.25	145	100.00
包括信託	52	26.38	158	44.75		
合計	198	100.00	354	100.00	145	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産については、取扱残高はありません。
2 元本補てん契約のある信託財産については、取扱残高はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社千葉銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 勝 三 郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	水 守 理 智	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 下 内 徹	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社千葉銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 勝 三 郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 守 理 智	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 下 内 徹	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社千葉銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 勝 三 郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	水 守 理 智	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 下 内 徹	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第102期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社千葉銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 勝 三 郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 守 理 智	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 下 内 徹	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第103期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成20年11月28日

【会社名】

株式会社千葉銀行

【英訳名】

The Chiba Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】

取締役頭取 竹 山 正

【最高財務責任者の役職氏名】

—

【本店の所在の場所】

千葉市中央区千葉港1番2号

【縦覧に供する場所】

株式会社千葉銀行 東京営業部

(東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取竹山正は、当行の第103期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

